



タイ: Covid-19 情勢最新情報

執筆者: Jirapong Sriwat、今泉 勇、Apinya Sarntikasem

※ 本ニュースレターは、2021年5月31日現在の情報に基づいています。

2021年4月初旬以降、Covid-19の第3波がタイ全土に破壊的に広がっています。タイでは、近時、累積感染件数が150,000件を超えており、タイ国民の間で深刻な懸念が生じています。他方、タイ政府はようやく集団接種プログラムを開始し、2021年末までに国民の70%にワクチンを接種するという目標を掲げています。

タイでは、タイへの事業・投資に対するパンデミックによる影響を軽減するため、予防接種以外にも様々な法整備を行っています。重要なものは以下のとおりです。

- **電子的会議に関する新たな規則**: 現在、タイの非公開企業および公開企業については、デジタル経済社会省が課すセキュリティ対策の下で、出席者が世界のどこからでも出席することができる電子的手段を通じて、株主総会および取締役会を開催することが認められています。そのため、どの参加者についても、物理的な出席は不要です。会議の通知および同封物は、電子メールで出席者に配布することもできます。
- **個人情報保護法(以下「PDPA」といいます。)の全面施行延期**: PDPAは、2019年5月27日付けタイ政府官報にて公表され、元々2020年5月27日に施行予定でした。もっとも、パンデミックのため事業者がPDPAの要件を完全に遵守する能力に懸念を抱く中、タイ政府は、PDPAの全面施行を2021年5月31日まで延期していたところ、近時2022年5月31日まで更に延期しました。追加の延期がなければ、2022年6月1日からPDPAが施行されます。
- **タイ中央銀行(以下「BOT」といいます。)の「ビジネスのための経済救済パッケージ**: BOTは、多くの影響を受ける事業者がより容易に資金にアクセスできるよう、最新のソフト・ローン・スキームを発行しました。この新しいスキームでは、金融機関に対して5000億バーツ以下のクレジットラインを有する事業者は、2019年12月31日現在または2021年2月28日現在の

本ニュースレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

いずれか高い方のクレジットラインの 30%までの貸付を求めることができます(ただし、最大総額は 1 億 5000 万パーツです。)。他方、2021 年 2 月 28 日現在、金融機関との間にクレジットラインが設定されていない事業者は、契約期間の最初の 2 年間に 2000 万パーツ以下の融資を年利 2%以下で(且つ、平均年利 5%以下で)受けることができます。

さらに、事業者は、資産保管プログラムに参加することもでき、資産を融資の担保として使用することができます。事業者は、合意された譲渡価格に、年 1%の追加の繰越原価、ならびに発生した資産維持費用およびその他の関連手数料を加えた金額で自らの資産を買い戻す権利を持つことができます。

- **タイ投資委員会(以下「BOI」といいます。)の Covid-19 の影響を緩和するための措置:**BOIは、医療分野への投資を加速するための以下の措置を承認しました。

- (1) (i)2020 年 1 月 1 日から同年 6 月 30 日までに BOI 投資促進の申請を行った医療機器製造業者で、(ii)同年 12 月 31 日までに生産を開始し所得を生み出し、(iii)2020 年および 2021 年に生産高の少なくとも 50%を分配および/または寄付する者は、さらに 3 年間、法人所得税の 50%の減税を受ける資格があります。
- (2) 2020 年 9 月中に BOI に生産ライン調整の申請を行い、2020 年中に輸入した場合には、医療機器の製造ラインを変更した BOI 事業者は、機械の輸入税の免除を受けることができます。
- (3) 例えば、医薬品級アルコールの製造に対する 8 年間の法人所得税免除や、医療用マスクまたは医療機器の製造のための原材料として使用される不織布の製造に対する法人所得税免除の 3 年から 5 年への拡大など、医療用製品の製造に使用される原材料を製造する事業に対して、より多くの税制上の優遇措置が付与されます。



ジラポン スリワット
Jirapong Sriwat

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士 バンコク事務所共同代表

j.sriwat@nishimura.com

2004年タンマサート大学卒業(LL.B.)、2009年ロンドン・スクール・オブ・エコノミクス卒業(LL.M.)。2004-2013年までバンコクのリンクレーターズ法律事務所勤務。2013年8月、バンコク事務所加入。タイを中心とした国際コーポレートファイナンス、M&A取引、事業再生/倒産、資源エネルギー等の国内外の数多くの案件に関与し幅広い知識と実務経験を有する。



いまいずみ いさむ
今泉 勇

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

i.imaizumi@nishimura.com

2004年東京大学法学部卒業。2006年弁護士登録。2013年ニューヨーク州弁護士登録。複数国での海外駐在経験を生かし、日系企業によるタイ進出案件に集中的に関与。投資案件・紛争案件問わず、アジア諸国において各国外国法弁護士と緊密に連携して日系企業にアドバイスした豊富な経験を有する。



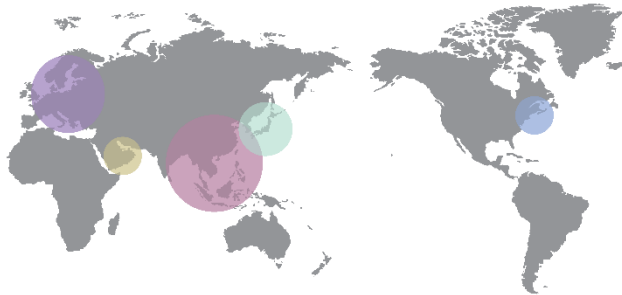
アピnya サーンティカセム
Apinya Sarntikasem

西村あさひ法律事務所 バンコク事務所 カウンセル弁護士

a.sarntikasem@nishimura.com

M&A、ジョイント・ベンチャー、国際取引、一般企業法務を専門とする。2011年 New York University School of Law 卒業(LL.M.)、2014年 九州大学Graduate School of Law 卒業(LL.D.)。2020年よりChulalongkorn Universityで客員講師を務める。

西村あさひ法律事務所では現在、
国内外に 18 の拠点を設けています。



東京

東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー 〒100-8124

Tel 03-6250-6200 Tel 03-6250-7210 (弁護士法人西村あさひ法律事務所 主事務所)

名古屋

Tel 052-533-2590

社員 藤井宏樹

大阪

Tel 06-6366-3013

社員 臼杵弘宗

井垣太介

廣田雄一郎

伴真範

福岡

Tel 092-717-7300

社員 尾崎恒康

高木謙吾

舞田靖子

ニューヨーク

Nishimura & Asahi NY LLP

Tel +1-212-830-1600

E-mail info_ny@nishimura.com

執行パートナー 山口勝之

副執行パートナー 清水恵

パートナー 辰巳郁

浦野祐介

ドバイ

Tel +971-4-386-3456

E-mail info_dubai@nishimura.com

カウンセラー 森下真生

フランクフルト

Nishimura & Asahi Europe

Rechtsanwaltsgesellschaft mbH

Tel +49-(0)69-870-077-620

デュッセルドルフ

Nishimura & Asahi Europe

Rechtsanwaltsgesellschaft mbH

Tel +49-(0)211-5403-9512

E-mail info_europe@eml.nishimura.com

共同代表 石川智也

Dominik Kruse

バンコク

Tel +66-2-126-9100

E-mail info_bangkok@nishimura.com

共同代表 Chavalit Uttasart

小原英志

Jirapong Sriwat

北京

Tel +86-10-8588-8600

E-mail info_beijing@nishimura.com

首席代表 中島あずさ

代表 志賀正帥

上海

Tel +86-21-6171-3748

E-mail info_shanghai@nishimura.com

首席代表 野村高志

代表 東城聡

木下清太

ハノイ

Tel +84-24-3946-0870

E-mail info_hanoi@nishimura.com

ベトナム事務所統括 小口光

代表 平松哲

ホーチミン

Tel +84-28-3821-4432

E-mail info_hcmc@nishimura.com

ベトナム事務所統括 小口光

代表 大矢和秀

Vu Le Bang

Ha Hoang Loc

ジャカルタ*1

Walalangi & Partners

Tel +62-21-5080-8600

E-mail info@wplaws.com

執行パートナー Luky Walalangi

Rosetini & Partners Law Firm

Tel +62-21-2933-3617

E-mail info_jakarta@nishimura.com

パートナー 町田憲昭

シンガポール

Tel +65-6922-7670

E-mail info_singapore@nishimura.com

共同代表 山中政人

宇野伸太郎

パートナー 佐藤正孝

煎田勇二

Ikang Dharyanto

ご案内:シンガポール法律事務所であるBayfront Law LLCとのNishimura & Asahi-Bayfront Law Allianceにより、シンガポール法を含んだリーガルサービスを提供しております。

Okada Law Firm(香港)*2

Tel +852-2336-8586

E-mail s.okada@nishimura.com

代表 岡田早織

ヤンゴン

Tel +95-1-8382632

E-mail info_yangon@nishimura.com

代表 湯川雄介

副代表 今泉勇

台北

西村朝日台湾法律事務所

Tel +886-2-8729-7900

E-mail info_taipei@nishimura.com

共同代表 孫櫻倩

張勝傑

*1 提携事務所 *2 関連事務所

当事務所のアジアプラクティスは、日本とベトナム、インドネシア、シンガポール、フィリピン、タイ、マレーシア、ラオス、カンボジア、ミャンマー、インド、中国、台湾、香港、韓国等を含むアジア諸国との間の、国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、一般企業法務、企業買収、エネルギー・天然資源関連、大型インフラ、プロジェクト・ファイナンス、知的財産権、紛争処理、進出および撤退等の取引について、同地域において執務経験のある弁護士が中心となり、同地域のビジネスおよび法律実務を熟知した、実践的なリーガルサービスの提供を行っております。本ニューズレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、同地域に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。